

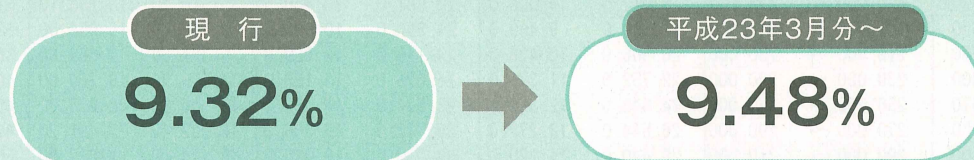
平成23年3月分から 協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽは厳しい財政状況の中、昨年健康保険料について、大幅な引上げをお願いせざるを得ませんでした。状況は依然として厳しく、本年も3月分の保険料（4月納付分）から、東京支部の健康保険料率は9.48%に引上げを行うこととなります。

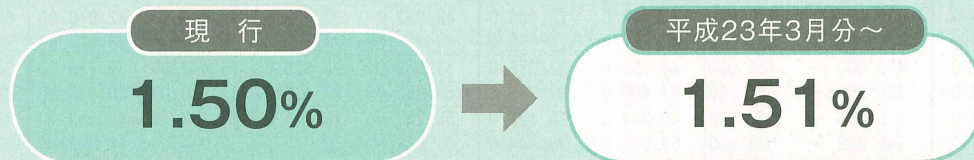
厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆様の医療・健康・生活を支えるため加入者・事業主の方々には、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

被保険者の皆様にもお知らせいたしますよう、よろしくお願い申し上げます。

健康保険料率



介護保険料率



※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分（4月納付分）からとなります。また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

（保険料額表は裏面を参照）

◆特定保険料率、基本保険料率について

健康保険料率（9.48%）のうち、5.86%は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。また、特定保険料率の理解を深めていただくため、事業主の皆様におかれましては、被保険者負担分の保険料を徴収する際には、給与明細書等に健康保険料率の内訳として特定保険料率と基本保険料率を示すなど、特定保険料について、被保険者に周知していただきますようご理解とご協力をお願いします。

◆保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。

◆健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。

平成23年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

〔健康保険料率：平成23年3月分～ 適用 厚生年金保険料率：平成22年9月分～平成23年8月分 適用〕
〔介護保険料率：平成23年3月分～ 適用 児童手当拠出金率：平成19年4月分～ 適用〕

(単位:円)

(東京都)

標準報酬			報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員	
等級	月額	日額	9.48%		10.99%		16.058%※		16.696%※		
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	1,930	円以上	円未満	5,498.4	2,749.2	6,374.2	3,187.1			
2	68,000	2,270	63,000	73,000	6,446.4	3,223.2	7,473.2	3,736.6			
3	78,000	2,600	73,000	83,000	7,394.4	3,697.2	8,572.2	4,286.1			
4	88,000	2,930	83,000	93,000	8,342.4	4,171.2	9,671.2	4,835.6			
5(1)	98,000	3,270	93,000	101,000	9,290.4	4,645.2	10,770.2	5,385.1	15,736.84	7,868.42	
6(2)	104,000	3,470	101,000	107,000	9,859.2	4,929.6	11,429.6	5,714.8	16,700.32	8,350.16	
7(3)	110,000	3,670	107,000	114,000	10,428.0	5,214.0	12,089.0	6,044.5	17,663.80	8,831.90	
8(4)	118,000	3,930	114,000	122,000	11,186.4	5,593.2	12,968.2	6,484.1	18,948.44	9,474.22	
9(5)	126,000	4,200	122,000	130,000	11,944.8	5,972.4	13,847.4	6,923.7	20,233.08	10,116.54	
10(6)	134,000	4,470	130,000	138,000	12,703.2	6,351.6	14,726.6	7,363.3	21,517.72	10,758.86	
11(7)	142,000	4,730	138,000	146,000	13,461.6	6,730.8	15,605.8	7,802.9	22,802.36	11,401.18	
12(8)	150,000	5,000	146,000	155,000	14,220.0	7,110.0	16,485.0	8,242.5	24,087.00	12,043.50	
13(9)	160,000	5,330	155,000	165,000	15,168.0	7,584.0	17,584.0	8,792.0	25,692.80	12,846.40	
14(10)	170,000	5,670	165,000	175,000	16,116.0	8,058.0	18,683.0	9,341.5	27,298.60	13,649.30	
15(11)	180,000	6,000	175,000	185,000	17,064.0	8,532.0	19,782.0	9,891.0	28,904.40	14,452.20	
16(12)	190,000	6,330	185,000	195,000	18,012.0	9,006.0	20,881.0	10,440.5	30,510.20	15,255.10	
17(13)	200,000	6,670	195,000	210,000	18,960.0	9,480.0	21,980.0	10,990.0	32,116.00	16,058.00	
18(14)	220,000	7,330	210,000	230,000	20,856.0	10,428.0	24,178.0	12,089.0	35,327.60	17,663.80	
19(15)	240,000	8,000	230,000	250,000	22,752.0	11,376.0	26,376.0	13,188.0	38,539.20	19,269.60	
20(16)	260,000	8,670	250,000	270,000	24,648.0	12,324.0	28,574.0	14,287.0	41,750.80	20,875.40	
21(17)	280,000	9,330	270,000	290,000	26,544.0	13,272.0	30,772.0	15,386.0	44,962.40	22,481.20	
22(18)	300,000	10,000	290,000	310,000	28,440.0	14,220.0	32,970.0	16,485.0	48,174.00	24,087.00	
23(19)	320,000	10,670	310,000	330,000	30,336.0	15,168.0	35,168.0	17,584.0	51,385.60	25,692.80	
24(20)	340,000	11,330	330,000	350,000	32,232.0	16,116.0	37,366.0	18,683.0	54,597.20	27,298.60	
25(21)	360,000	12,000	350,000	370,000	34,128.0	17,064.0	39,564.0	19,782.0	57,808.80	28,904.40	
26(22)	380,000	12,670	370,000	395,000	36,024.0	18,012.0	41,762.0	20,881.0	61,020.40	30,510.20	
27(23)	410,000	13,670	395,000	425,000	38,868.0	19,434.0	45,059.0	22,529.5	65,837.80	32,918.90	
28(24)	440,000	14,670	425,000	455,000	41,712.0	20,856.0	48,356.0	24,178.0	70,655.20	35,327.60	
29(25)	470,000	15,670	455,000	485,000	44,556.0	22,278.0	51,653.0	25,826.5	75,472.60	37,736.30	
30(26)	500,000	16,670	485,000	515,000	47,400.0	23,700.0	54,950.0	27,475.0	80,290.00	40,145.00	
31(27)	530,000	17,670	515,000	545,000	50,244.0	25,122.0	58,247.0	29,123.5	85,107.40	42,553.70	
32(28)	560,000	18,670	545,000	575,000	53,088.0	26,544.0	61,544.0	30,772.0	89,924.80	44,962.40	
33(29)	590,000	19,670	575,000	605,000	55,932.0	27,966.0	64,841.0	32,420.5	94,742.20	47,371.10	
34(30)	620,000	20,670	605,000	635,000	58,776.0	29,388.0	68,138.0	34,069.0	99,559.60	49,779.80	
35	650,000	21,670	635,000	665,000	61,620.0	30,810.0	71,435.0	35,717.5			
36	680,000	22,670	665,000	695,000	64,464.0	32,232.0	74,732.0	37,366.0			
37	710,000	23,670	695,000	730,000	67,308.0	33,654.0	78,029.0	39,014.5			
38	750,000	25,000	730,000	770,000	71,100.0	35,550.0	82,425.0	41,212.5			
39	790,000	26,330	770,000	810,000	74,892.0	37,446.0	86,821.0	43,410.5			
40	830,000	27,670	810,000	855,000	78,684.0	39,342.0	91,217.0	45,608.5			
41	880,000	29,330	855,000	905,000	83,424.0	41,712.0	96,712.0	48,356.0			
42	930,000	31,000	905,000	955,000	88,164.0	44,082.0	102,207.0	51,103.5			
43	980,000	32,670	955,000	1,005,000	92,904.0	46,452.0	107,702.0	53,851.0			
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,055,000	97,644.0	48,822.0	113,197.0	56,598.5			
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,115,000	103,332.0	51,666.0	119,791.0	59,895.5			
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,175,000	109,020.0	54,510.0	126,385.0	63,192.5			
47	1,210,000	40,330	1,175,000		114,708.0	57,354.0	132,979.0	66,489.5			

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

厚生年金基金に加入する
 ・一般の被保険者の方 ……11.058%~13.658%
 ・坑内員・船員の被保険者の方 ……11.696%~14.296%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.48%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は年間150万円となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(0.13%)を乗じて得た額の総額となります。